

尼崎市立成文小学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) はじめに

いじめは、いじめられた児童の心や身体を傷つけ、教育を受ける権利や人間としての生きる権利を傷つけ、成長に害を与えます。また、児童の命が危険になることもある人として決して許されない行為です。

しかし、いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりえることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、取り組まなければなりません。

取り組みとしては、いじめが起こりにくくするための『未然防止』、いじめの兆候を見逃さないための『早期発見』、発見したいじめに対しての『早期対応』の3つが重要になります。

(2) いじめの定義

いじめとは、子どもが一定の人間関係のある人物から、心理的、物理的に攻撃を受けることで、心や身体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることです。これにはインターネットでの悪口なども含みます。個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行います。「普通の子なら、このくらい平気だ。」など第三者的な判断は行いません。また、場合によっては、いじめられた児童本人がいじめを否定する場合があることも考慮した上で、判断を行います。

(3) いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりえるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④ いじめは大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会など一体となって取り組むべき問題である。

2. いじめの未然防止

小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめの加害経験・被害経験ともに9割程度の児童生徒があると答えていることが、国の行った調査で分かっています。

『いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである』『いじめは大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい』という認識に基づき、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、事前の働きかける『未然防止』の取り組みを行うことが、最も重要な対策になります。

本校では学校教育の基礎である『授業づくり』と『集団づくり』の取り組みに重点を置き、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加できる学校を目指すことが（規律を守って授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもを育てること）、『いじめの未然防止』につながると考えます。

(1) いじめの未然防止の具体的な取り組み

- 『授業づくり』…わかる授業づくりを進める。

全ての子どもが主体的に参加・活躍できる授業を工夫する。

- ・すべての教員が公開授業を年に1回以上行う。
- ・兵庫型教科担任制による算数、社会、理科の少人数指導
- ・研究推進委員会、学力向上推進委員会
- ・チャレンジタイム、放課後学習（3・4年生）で学力向上を図る。

○『集団づくり』…学級や学年、学校を児童の居場所になるようにしていく。

児童らが主体的に取り組む活動を通して、互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう組織的・計画的な働きかけをしていく。

- ・道徳人権教育
- ・学級活動、児童会活動（児童集会・なかよしペアでの活動）、委員会活動

3. いじめの早期発見

いじめは、『早期発見』することが、早期の解決につながります。『いじめは大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい』という認識に基づき、本校では日頃から児童の小さな変化を敏感に察知するため、『情報の収集と共有』に取り組みます。また、小学校では保護者からの訴えによるいじめの発見が多いということが国の調査から分かっており、『いじめは学校、家庭、地域社会など一体となって取り組むべき問題である』という認識を持ち、保護者や地域の方との連携にも取り組んでいきます。

（1）いじめの早期発見の具体的な取り組み

○『情報の収集と共有』…児童と過ごす機会を設け、気になる様子や変化を見逃さないよう努める。

定期的な情報共有の場を設けることで、情報を確実に共有する。

- ・学年が変わる際には新旧の担任で引き継ぎを行う。
- ・児童理解の向上を図る研修を行う。
- ・いじめ防止基本方針に基づいた研修を行う。
- ・月に一度、各学年で情報の共有を行う。
- ・月に一度、全学年の生徒指導担当で情報の共有を行う。
- ・家庭訪問、学級懇談会、個人懇談会を定期的に行う。
- ・オープンスクールを行う。また、来校者に対してアンケートを行う。

4. いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見した際は、問題を軽視することなく、適切な『早期対応』をすることが大切です。

『いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない』『いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている』という認識に基づき、本校ではいじめられている児童の不安や苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導や解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応を行います。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ります。

（1）いじめ対応の基本的な流れ

①いじめの発覚

- ・「いじめ対応チーム」を招集する。

- ・いじめられた子どもを徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

②正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- ・個々に聴き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・いじめの全体像を把握する。

③指導体制・方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

④子どもへの指導・支援、保護者との連携

- ・いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ・保護者に直接会って、具体的な対策を話す。
- ・保護者に協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

⑤再発防止・継続的な見守り

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(2) いじめ対応チーム

- ・校長、教頭、生徒指導主任、人権推進担当を中心に、学年・専科の生徒指導担当や養護教諭をメンバーとして設置する。
- ・いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開き対応する。
- ・必要に応じて、いじめ実態調査アンケート、保護者アンケートを基に、『未然防止』『早期発見』の取り組みの改善を図る。